

東北地方太平洋沖地震による被災者の皆さまへ

このたびの東北地方太平洋沖地震による被災者の皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、今回の地震による被害者の皆さまに対し、預金の払戻しなどを下記のとおりお取り扱いしますので、お知らせいたします。

記

1. 預金証書、通帳、印鑑をなくされた場合でも預金者さまご本人であることが確認できれば、払戻しに応じます。
2. ご事情により、定期預金、定期積金などの期限前払戻しに応じます。また、これを担保とする貸付につきましてもご相談ください。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てに応じます。
4. 災害時における手形の不渡処分について配慮します。
5. 汚れた紙幣の引き換えに応じます。
6. 災害の復旧を支援するため、復旧特別支援融資をお取扱しておりますので、ご相談ください。

以上

